

甲州市ホームページへの広告掲載に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、甲州市有料広告掲載に関する要綱（平成19年4月12日甲州市告示第37号。以下「要綱」という。）第5条、第10条及び第15条の規定に基づき、甲州市ホームページへの広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 甲州市ホームページに掲載する広告の種類は、バナー（ホームページの見出し画像）広告とする。

(広告掲載の位置及び規格)

第3条 広告掲載の位置及び順序は、市が指定する。

2 広告掲載の規格は、1枠天地40ピクセル左右180ピクセル4キロバイト以内とし、GIF形式（動画は不可）とする。

(広告掲載の枠数)

第3条 広告の掲載は4枠とし、同一の広告主に対し1年につき1回1枠とする。ただし、募集する広告の枠数に満たないときは、複数枠及び複数回の掲載を認めることができる。

(広告掲載料)

第4条 広告掲載料は、1箇月7,000円とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、要綱第4条第1号に規定する広告のうち次に掲げる内容のものについては、その広告掲載料を徴収しないことができる。

(1) 国、地方公共団体、公社、公団、公益法人及びこれらに類するものが実施する事業に関する募集又はお知らせに関するもの

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの

(広告掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は、1箇月単位とし、最大掲載期間は12箇月とする。

2 広告掲載中、市の都合によりホームページを閉鎖した場合は、その閉鎖期間に応じた日数を延長することができる。

附則

この基準は、平成19年5月1日から施行する。